

# 規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則六一九八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用上級試験	職員採用上級試験の他の試験 職種の対象とならない全ての職	教養試験 専門試験 （多肢選択式）	専門試験 （多肢選択式）	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営学
一般行政	主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験 （多肢選択式）	専門試験 （多肢選択式）	基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務
福祉	主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする職	教養試験 専門試験 （多肢選択式）		社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学

	心理	設備	総合土木
<p>する業務に従事 することを職務 とする職</p>	<p>主として心理 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職</p>	<p>主として電気 及び機械に関す る知識、技術又 はその他の能力 を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする 職</p>	<p>主として土木 及び農業土木に 関する知識、技 術又はその他の 能力を必要とす る業務に従事す</p>
<p>適性試験 論文試験 人物試験 身体検査</p>			

<p>を含む）及び社会 調査</p>	<p>一般心理学（心理 学史、発達心理学、 社会心理学を含 む）、応用心理学 （教育心理学・産 業心理学・臨床心 理学）、調査・研究 法及び統計学</p>	<p>I 数学・物理、電 磁気学・電気回 路、電気計測・ 制御、電気機 器・電力工学、 電子工学及び 情報・通信工学</p>	<p>II 数学・物理、材 料力学、流体力 学、熱力学、電 気工学、機械力 学・制御、機械 設計、機械材料 及び機械工作</p>	<p>I 数学、水理学、 応用力学、土壌 物理、測量、材 料・施工、農業 水利・土地改 良・農村環境</p>
------------------------	---	--	--	--

農業	化学	建築	
主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	することを職務とする職

栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学	数学・物理、構造化学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計画、建築構造、建築施工及び建築設備	II	
			数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、材料・施工、都市計画、測量及び土木計画	整備、農業土木構造物、農学一般及び農業機械

林業	<p>主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>
	<p>産一般及び農業経済一般</p> <p>森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、砂防工学及び林産一般</p>

別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。

		経験者職員採用試験
心理	<p>一般行政（DX）</p>	<p>一般行政</p>
主として心理に関する知識、技術又はその他	<p>主としてデジタル化及びデジタルトランスフォーメーションに関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職</p>
適性試験 論文試験 人物試験	<p>身体検査</p>	<p>教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査</p>
	<p>専門試験（口述式）</p>	<p>専門試験 論文試験 人物試験 身体検査</p>
	<p>専門試験（口述式）</p>	<p>基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務</p>

農業	建築	総合土木	設備	<p>の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>
<p>主として農業に関する知識、</p>	<p>主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）</p>	<p>主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職</p>	<p>身体検査</p>

技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

附 則

この規則は、令和五年四月二十五日から施行する。